

メールで「退職します」これで足りるか？

最近、労働者が退職する際に、メールやLINEで「退職します」と送ってくることがある。

この「退職します」というメールで、退職の意思表示ありとみてよいか。また、会社からの退職勧奨に対して、労働者側が「退職をお願いします」とメールを送ってきたら、これを会社からの退職打診に対する労働者の合意とみてよいか。

口頭でのやり取りとは異なり、メールという形で文字として残っていれば、退職したい旨、退職に合意する旨の意思表示は明確であり、これで足りるようにも思える。

アクアクララ事件・大阪地裁平成26年9月4日判決

【メールを送った経緯】

この事案は、会社が部署の解体を理由に、労働者に遠方への異動か退職かを打診したところ、労働者が、異動には応じられないとして「会社からの指示された条件をもとに、自己都合にて退職させていただきたいと思います」とメールを送ったケースである。

裁判所はこれを当事者間の雇用契約を終了させる拘束力を有する合意とは評価しない、と判断した、

(中略) 以下は、会員用ホームページに掲載。